



神戸物産
KOBE BUSSAN CO., LTD.

第37期 2023年1月27日
定時株主総会
招集ご通知

日時

2023年1月27日（金曜日）
午前10時

場所

神戸ポートピアホテル
南館1階 大輪田の間

神戸市中央区港島中町6丁目10-1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

目次

第37期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	37
個別計算書類	39
監査報告	41

証券コード 3038
2023年1月11日

株 主 各 位

兵庫県加古川市加古川町平野125番1
株 式 会 社 神 戸 物 産
代 表 取 締 役 社 長 沼 田 博 和

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面またはインターネット等により、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくこともご検討ください。なお、当日ご来場されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年1月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の開催にあたっては、来場事前登録制とさせていただきます。来場を希望される株主様は、本招集ご通知5頁～6頁をご確認のうえ、事前登録をお願い申し上げます。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は実施しておりません。

株主様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年1月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10-1
神戸ポートピアホテル 南館1階 大輪田の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期(2021年11月1日から2022年10月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期(2021年11月1日から2022年10月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

本招集ご通知3頁～4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

(3) 複数回の議決権行使をされた場合

書面による方法とインターネット等による方法の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 代理人によるご出席の場合

代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、当社定款第16条の定めにより、代理人は議決権を有するほかの株主1名に限られます。

以上

以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2023年1月26日(木曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

来場事前登録制のご案内

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場内の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、ご出席を希望される株主様には来場事前登録をお願いいたします。出席希望者数が設置する座席数を超える場合には、事前登録者を抽選させていただきますことといたしました。

なお、**事前登録のない株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は、本株主総会会場へはご入場いただけません**ので予めご了承ください。

また、会場受付で検温を実施いたします。**検温で37.5度以上の熱がある場合は入場をお断りいたします**。何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事前登録は下記の来場事前登録ウェブサイトにて受付いたします。（電話や書面など、来場事前登録ウェブサイト以外での受付は行っておりません。）

1. 登録期間

2023年1月18日（水曜日）午後6時まで

2. 来場事前登録ウェブサイトアドレス

<https://krs.bz/kobebussan/m?f=1>

右の「QRコード」を読み取り、来場事前登録ウェブサイトに接続することも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



3. 来場事前登録の方法

(1) パソコン・スマートフォン等から来場事前登録ウェブサイトへアクセスし、画面に従い

- ・株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字）
- ・氏名
- ・メールアドレス

をご入力のうえ、ご登録ください。

(2) 2023年1月18日（水曜日）午後6時までに事前登録をしていただいた株主様を対象に、ご来場いただける株主様を抽選させていただきます。抽選結果につきましては2023年1月20日

（金曜日）にメールにてご通知いたします。

■注意事項

- ・ご入場には「議決権行使書用紙」と2023年1月20日（金曜日）にメールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つが必要となります。（「ご来場確定通知」は、メールをプリントアウトしたものをご持参いただくか、スマートフォン等で通知画面を受付にてお見せください。）
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合には、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・登録は株主様おひとり一度限り有効です。
- ・取得した個人情報につきましては、抽選結果のご通知、ご本人の確認にのみ使用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
- ・来場事前登録ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- ・「ご来場確定通知」が届いた場合でも、体調不良や風邪のような症状がある場合は、ご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。なお、会場受付で検温を実施いたします。**検温で37.5度以上の熱がある場合は入場をお断りいたします**ので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	
②前項の開示を行ったときは、 <u>法務省令に定めるところにより、当社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなされる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> ②本条は、<u>前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	ぬまた ひろかず 沼田 博和 (1980年11月16日生) [男性] [再任]	2009年4月 当社入社 2010年4月 S T B 生産部門 部門長就任 2011年1月 取締役就任 2012年2月 代表取締役社長就任(現任) 2018年2月 外食事業推進本部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 神戸物産(香港)有限公司 董事	6,985,000
【選任の理由】 2012年より当社代表取締役社長として当社グループ全般の経営を担っております。社長就任後は事業の拡大及び効率化を行うため、事業ポートフォリオの整理・改善を行いました。適切な経営判断によって売上拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			
2	たなか やすひろ 田中 康弘 (1969年1月21日生) [男性] [再任]	2001年10月 当社入社 2007年1月 経営管理システム部門 部門長 2008年1月 取締役就任 2008年12月 副社長就任 2012年2月 代表取締役副社長就任(現任) 2013年7月 人財開発部 担当役員(現任) 2016年8月 貿易部門 部門長 2017年2月 経営企画部門 部門長 2018年1月 経営企画部 担当役員(現任) 2019年1月 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長(現任) システム部 担当役員兼部長(現任) 経理部 担当役員 焼肉事業部 担当役員兼部長 2020年11月 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長(現任) 2021年11月 焼肉事業部 担当役員(現任) 2022年3月 総務部 担当役員兼部長(現任) (重要な兼職の状況) Kobebussan Myanmar Co.,Ltd. Director	10,000
【選任の理由】 2012年より当社代表取締役副社長として当社グループ全般の経営を担っております。特に管理面における責任者として、業務の適正化や効率化に従事し、その成果によって事業拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
3	きど やすはる 木戸 康晴 (1970年12月3日生) [男性] [再任]	2018年1月 当社入社 2019年7月 経理部 部長 2022年1月 取締役就任(現任) 経理部 担当役員兼部長(現任) 財務部 担当役員兼部長(現任)	400
【選任の理由】長年に亘り経理業務に携わってきた豊富な経験や専門知識を有し、2019年からは当社の経理部部長を務めております。担当部門の管理監督のみならず、経理部の責任者という立場から事業計画への提言等を行い、事業の拡大に貢献してきたことから、適切な人材であると考えております。			
4	あさみ かずお 浅見 一夫 (1976年6月12日生) [男性] [再任]	2005年4月 当社入社 2007年1月 取締役就任(現任) 2012年8月 S T B部門 部門長就任 2013年2月 S T B工場部門 部門長就任 2015年8月 工場管理部門 部門長就任 2016年8月 農業資源部門 部門長就任 2017年11月 工場管理部 担当役員兼部長(現任) 国内農業資源部 担当役員兼部長(現任) 2017年12月 商品開発部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長	51,600
【選任の理由】当社グループの工場管理や食品製造分野において豊富な経験と実績を有しております。当社の国内グループ工場で製造するプライベートブランド商品はお客様からの支持も高く、事業拡大の要となっておりますが、これらの商品開発に尽力し、十分な実績を残しております。これらのことから、適切な人材であると考えております。			
5	にしだ さとし 西田 聡 (1978年3月4日生) [男性] [再任]	2002年7月 当社入社 業務スーパー F C事業部門 担当 2004年9月 横浜営業所 所長 2009年1月 取締役就任(現任) 2015年3月 海外事業部門 部門長就任 2015年8月 海外事業運営部門 部門長就任 2015年10月 輸入小売部門 部門長就任 2017年11月 海外事業部 担当役員兼部長(現任) 2017年12月 東日本商品MD部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役社長	-
【選任の理由】当社横浜営業所の所長や様々な事業部の部長を歴任しており、その豊富な経験と知見をもとに当社グループの事業拡大や海外への事業展開に貢献してまいりました。このように、業務遂行能力が優れており、広い視野で事業活動を推進できることから、適切な人材であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
6	わたなべ あきひと 渡邊 秋仁 (1977年11月13日生) [男性] [再任]	2003年6月 当社入社 2015年4月 横浜営業所 所長(現任) 2016年1月 有限会社神戸物産フーズ 代表取締役 2016年11月 業務スーパー関東FC事業部門 部門長 関東店舗開発部門 部門長 2017年11月 西日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任) 東日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任) 2018年1月 取締役就任(現任) 2018年2月 東日本営業本部 担当役員(現任) 2018年4月 惣菜事業部 部長(現任) 2019年10月 西日本営業本部 担当役員(現任) CS推進部 部長 2022年1月 CS推進部 担当役員兼部長(現任)	3,800
【選任の理由】当社グループの主力である業務スーパー事業のFC事業部や店舗開発部を有する西日本営業本部及び東日本営業本部を統括し、同事業の拡大を実現してまいりました。また惣菜事業部の部長として新規業態の立ち上げを行う等、当社グループの事業拡大に適切な人材であると考えております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役職名は就任当時の役職名を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏名	当社における地位	性別	企業 経営	財務 会計	法律・ ガバナンス	営業・ 販売	製造・ 開発	IT・ デジタル	労務・ 人財
沼田博和	代表取締役社長	男性	●			●	●		
田中康弘	代表取締役副社長	男性	●		●			●	●
木戸康晴	取締役	男性	●	●					
浅見一夫	取締役	男性	●				●		
西田 聡	取締役	男性	●			●			
渡邊秋仁	取締役	男性	●			●	●		
正田晃一	取締役（常勤監査等委員）	男性		●					
柴田眞里	取締役（監査等委員）	女性			●				
田畑房男	取締役（監査等委員）	男性		●					
冢木健至	取締役（監査等委員）	男性		●					
野村祥子	取締役（監査等委員）	女性			●				

第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員が業績向上に対する意欲や意識を高めることにより企業価値の向上を図るため、以下の要領により当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）、別枠で、同総会において取締役に対する株式交付信託として、当初信託期間の約5年間に於いて当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金400百万円とする旨が承認され現在に至っておりますが、これらとは別枠にて取締役6名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せて承認を求めるものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行は、会社法第361条第1項第4号に規定する報酬等に該当するため、取締役に割当てる新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3に定める事項についても併せて承認をお願いしたいと存じます。

当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由及びその新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬として相当であると存じます。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとし、取締役の報酬として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

23,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は510個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、普通株式100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする）

なお、上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日の終値（割当日が取引の休日の場合、及び割当日が取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

2025年4月1日から2031年10月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他権利行使の条件は、本総会における決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (12) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の状況は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が見られたものの、ワクチン接種や各種検査の拡大、医療供給体制の強化等を受けて行動制限が解除され、経済活動が徐々に再開されました。一方、世界各地での干ばつ等による農作物の不作、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を背景とした穀物やエネルギー資源の輸出入制限、米国の金利上昇による急激な円安進行等により、様々なコストが急速に上昇しました。

食品業界におきましても、依然として根強い消費者の節約志向を背景に、各社はコスト上昇の対策を迫られております。

このような状況の中、当社グループは「食の製販一体体制」の更なる強化というグループ目標のもと、生産能力の増強や積極的な商品開発を行い、神戸物産グループ全体の競争力を高めてまいりました。また、お客様のニーズをとらえた施策を実施し、高品質で魅力のある商品をベストプライスで提供してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,068億13百万円(前期比12.4%増)、営業利益は278億20百万円(同1.9%増)、経常利益は321億25百万円(同10.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は208億32百万円(同6.3%増)となりました。

事業部門別の事業の概況は次のとおりであります。

a. 業務スーパー事業

当連結会計年度における業務スーパー事業において、国内グループ工場で製造するオリジナル商品と、世界の本物をコンセプトにした自社直輸入品による、魅力あふれるプライベートブランド商品をベストプライスで販売する「業務スーパー」の出店状況は、出店79店舗、退店22店舗、純増57店舗の結果、総店舗数は1,007店舗となりました。

新規出店の内訳といたしましては、直轄エリア61店舗、地方エリア18店舗であります。出店に関しましては九州地方を中心として全国的に新規出店がありました。また、営業年数が長くなり老朽化してきた店舗の移転等を積極的にフランチャイズオーナーに勧めております。当連結会計年度の出店計画は、半導体不足等による什器の入荷遅れ等もあって未達となったものの、依然としてオーナーの出店意欲は旺盛であります。

経営成績については、円安や物価上昇による仕入れコストの上昇で利益率が低下したものの、価格戦略が功を奏したことや、「業務スーパー」の魅力であるプライベートブランド商品が多くのメディアやSNSで取り上げられたことで、業績の拡大が続いております。

この結果、業務スーパー事業における当連結会計年度の売上高は3,962億96百万円(前期比11.5%増)となりました。

b. 外食・中食事業

当連結会計年度における外食・中食事業において、日本最大級の大型バイキングチェーンの「神戸クック・ワールドビュッフェ」の出店状況は、出店3店舗、退店7店舗、純減4店舗の結果、総店舗数が11店舗となりました。厳選したお肉と店内手作りのデザートを楽しむ焼肉オーダーバイキングの「プレミアムカルビ」の出店状況は、出店6店舗、退店0店舗、純増6店舗の結果、総店舗数が16店舗となりました。また、日常の食卓代行をコンセプトとして店内手作り・価格等にこだわった惣菜店の「馳走菜（ちそうな）」の出店状況は、出店38店舗、退店0店舗、純増38店舗の結果、総店舗数は87店舗となりました。

「神戸クック・ワールドビュッフェ」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一部店舗が閉店いたしました。3店舗がリニューアルオープンした他、営業店舗においてはメニューの改廃などを行い、徐々にお客様の来店が回復してきております。

「プレミアムカルビ」につきましては、引き続き多くのお客様にご利用いただいております。順調に推移しております。それに店舗数の増加も相まって、事業規模の拡大による効率化が進んでおります。

「馳走菜（ちそうな）」につきましては、お客様のニーズをとらえたメニュー構成や、店舗数の大幅な増加により売上高を拡大しております。

この結果、外食・中食事業における当連結会計年度の売上高は73億23百万円(同88.3%増)となりました。

c. エコ再生エネルギー事業

当連結会計年度におけるエコ再生エネルギー事業において、2022年6月から福島県西白河郡西郷村で1カ所の新規太陽光発電所が稼働いたしました。これにより、稼働中の発電所と発電量は、太陽光発電所が18カ所で約51.0MW、木質バイオマス発電所が1カ所で約6.2MWとなりました。既存発電所も順調に発電を続けております。

この結果、エコ再生エネルギー事業における当連結会計年度の売上高は31億52百万円(同18.1%増)となりました。

事業部門別	売上高	構成比
業務スーパー事業	396,296百万円	97.4%
外食・中食事業	7,323百万円	1.8%
エコ再生エネルギー事業	3,152百万円	0.8%
その他	40百万円	0.0%
合計	406,813百万円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は102億83百万円であり、投資の主なものは、子会社工場関連設備に44億72百万円、エコ再生エネルギー事業関連設備に38億67百万円、店舗関連設備に9億74百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、主に、国内グループ工場の設備増強や借入金の返済のための充当資金として、長期借入金150億円の資金調達を金融機関より実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2019年10月期)	第 35 期 (2020年10月期)	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売上高(百万円)	299,616	340,870	362,064	406,813
経常利益(百万円)	19,434	23,646	29,087	32,125
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,056	15,047	19,592	20,832
1株当たり当期純利益(円)	56.33	69.86	90.48	95.35
総資産(百万円)	150,154	148,175	156,737	180,275
純資産(百万円)	50,568	59,268	78,218	97,220
1株当たり純資産額(円)	206.01	267.42	350.49	433.53

- (注) 1. 2019年11月1日付及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第34期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2019年10月期)	第 35 期 (2020年10月期)	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (当事業年度) (2022年10月期)
売上高(百万円)	276,855	333,994	370,772	395,092
経常利益(百万円)	16,383	19,567	24,702	28,756
当期純利益(百万円)	9,935	12,381	16,705	19,668
1株当たり当期純利益(円)	46.42	57.48	77.15	90.02
総資産(百万円)	126,054	140,640	145,973	168,078
純資産(百万円)	39,759	51,078	66,696	83,419
1株当たり純資産額(円)	181.54	229.50	297.64	370.54

- (注) 1. 2019年11月1日付及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第34期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
神戸物産(香港)有限公司	250百万円	100.0%	経営指導
神戸物産(安丘)食品有限公司	337百万円	100.0%	食品の製造販売
大連福来休食品有限公司 (注)1	441百万円	(100.0%)	食品の製造販売
株式会社神戸物産フーズ	3百万円	100.0%	酒の輸入卸
株式会社オースターフーズ	3百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社ターメルトフーズ	28百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社神戸物産エコグリーン北海道 (注)2	3百万円	49.6% [42.1%]	食品の製造販売 畑作

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
秦 食 品 株 式 会 社	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 マ ス ゼ ン	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 肉 の 太 公	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
宮 城 製 粉 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 漁
株 式 会 社 麦 パ ン 工 房	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ ー	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
珈 琲 ま め 工 房 株 式 会 社	9百万円	100.0%	嗜好飲料品の製造販売
豊 田 乳 業 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
関 原 酒 造 株 式 会 社	99百万円	100.0%	食 品 の 卸 売 酒類の製造販売
菊 川 株 式 会 社	9百万円	100.0%	酒 類 の 製 造 販 売
株 式 会 社 朝 び き 若 鶏	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	2,173百万円	100.0%	農 業 経 営
KOBE BUSSAN USA, INC. (注)1、4	443百万円	(100.0%)	海 外 外 食 事 業
J. J. DINING, INC. (注)3、5	-	(100.0%)	海 外 外 食 事 業
KB GLOBAL PARTNERS, INC. (注)6	1,605百万円	100.0%	海 外 卸 売 事 業
Kobebussan Myanmar Co., Ltd. (注)2	5百万円	99.8% [0.2%]	シ ス テ ム 開 発 事 業

- (注) 1. 当社の議決権比率における () 内は間接所有割合で神戸物産(香港)有限公司が所有する議決権割合であります。
2. 当社の議決権比率における議決権の所有割合の[]は緊密な者等の所有割合であります。
3. 当社の議決権比率における () 内は間接所有割合でKOBE BUSSAN USA, INC.が所有する議決権割合であります。
4. KOBE BUSSAN USA, INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
5. J. J. DINING, INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
6. KB GLOBAL PARTNERS, INC.は、2018年12月20日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(10) 対処すべき課題

世界各国では、環境問題が年々深刻化しており、カーボンニュートラルを目指す動きが加速しております。加えて、様々な原料価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、今後予想される食糧難等、世界情勢は見通しの不透明な状況が続いております。

日本においては、物価は上昇する一方で賃金の伸び悩みが続いており、所得格差も年々拡大傾向にあります。また、少子高齢化は進行し、過疎地域の人口減少も依然として続くと見込まれております。このような背景のもと、日本の消費者ニーズは時々刻々と変化を続けております。

当社グループは、このような状況下においても持続的な企業価値の向上を目指すため、以下の課題に取り組んでまいります。

①品質管理体制及び商品開発の強化

当社は、「食の総合企業」として、お客様に「プロの品質とプロの価格」で「安全・安心」な商品を安定して供給するべく取り組んでおります。これまでも、品質保証部による衛生管理体制の充実や、品質管理強化のため取扱商品の自主検査の徹底を図る等の施策を講じてまいりました。引き続き、独自の厳しい品質保持システムをより一層強化するとともに、トレーサビリティの構築に全力を挙げてまいります。

また、今後の更なる事業拡大に向け、商品開発体制及び生産能力の強化を推し進めてまいります。自社グループ工場では、積極的な設備投資を行い、生産能力の増強に加えて省人化等による効率化も行ってまいります。輸入商品におきましては、引き続き「世界の本物」をコンセプトとした魅力ある商品の充実を図ります。

このように、品質管理と商品開発の両面から商品の競争力をより高めてまいります。

②E S G及びS D G sの取り組みの強化

当社は、社会と企業の持続可能な発展のために、「食」を通じた社会貢献活動や環境に配慮した事業を行ってまいります。全国のこども食堂や母子家庭等への支援として、継続的な食品の寄贈を行っております。また、食品ロスや環境問題にも引き続き取り組んでまいります。

加えて、適正な業務執行と監督機能の厳格化によりガバナンス体制の強化を推し進めます。

③人財の確保と人財育成

当社は「食の総合企業」として生活に欠かせないオンリーワンの企業として成長し続けるため、当社の魅力を積極的に発信し、優秀な人財の確保に努めます。また、従業員教育を強化し、企業と従業員が共に成長できる体制を整備します。

④新型コロナウイルス感染症への対応

当社はこれまでも、新型コロナウイルス感染症感染拡大に対して、店舗や営業所等への消毒液の設置や感染防止の注意喚起をはじめとした対策を講じてまいりました。また、世界的な感染拡大に対しても、仕入れ先の分散によるリスクヘッジ、海外メーカーとの交渉のW E B化等の対策を講じてまいりました。

これらの取り組みを継続して実施する他、刻一刻と変わる状況を注視し、お客様や従業員の感染予防や事業継続に努めてまいります。

(11) 主要な事業内容(2022年10月31日現在)

事業区分	事業内容
業務スーパー事業	「業務スーパー」事業を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びナショナルブランド商品・プライベートブランド商品の供給
外食・中食事業	外食事業の「神戸クック・ワールドビュッフェ」と中食事業の「馳走菜(ちそうな)」を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びオペレーションの指導、また焼肉オーダーバイキングの「プレミアムカルビ」の運営
エコ再生エネルギー事業	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されたことに伴い、生産した再生可能エネルギーの電力会社への売電事業

(12) 主要な営業所及び工場(2022年10月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	兵庫県加古川市
横浜営業所	横浜市神奈川区
横浜第二営業所	横浜市西区
恵比寿事務所	東京都渋谷区
函館事務所	北海道茅部郡森町
業務スーパー稲美店	兵庫県加古郡稲美町
業務スーパー伊川谷店	神戸市西区
業務スーパー天下茶屋駅前店	大阪市西成区
関西物流センター	神戸市灘区
白糠バイオマス発電所	北海道白糠郡白糠町

②重要な子会社等

名 称	区分	所 在 地
神 戸 物 産 (香 港) 有 限 公 司	本社	中 国 香 港 行 政 区
神 戸 物 産 (安 丘) 食 品 有 限 公 司	本社	中 国 山 東 省
大 連 福 来 休 食 品 有 限 公 司	本社	中 国 遼 寧 省
株 式 会 社 神 戸 物 産 フ ー ズ	本社	横 浜 市 西 区
株 式 会 社 オ ー ス タ ー フ ー ズ	本社	兵 庫 県 姫 路 市
株 式 会 社 タ ー メ ル ト フ ー ズ	本社	山 口 県 防 府 市
株 式 会 社 神 戸 物 産 エ コ グ リ ー ン 北 海 道	本社	北 海 道 勇 払 郡 む か わ 町
秦 食 品 株 式 会 社	本社	滋 賀 県 蒲 生 郡 竜 王 町
株 式 会 社 マ ス ゼ ン	本社	栃 木 県 宇 都 宮 市
株 式 会 社 肉 の 太 公	本社	東 京 都 江 戸 川 区
宮 城 製 粉 株 式 会 社	本社	宮 城 県 角 田 市
株 式 会 社 麦 パ ン 工 房	本社	岐 阜 県 瑞 穂 市
株 式 会 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ ー	本社	岡 山 県 苫 田 郡 鏡 野 町
珈 琲 ま め 工 房 株 式 会 社	本社	兵 庫 県 姫 路 市
豊 田 乳 業 株 式 会 社	本社	愛 知 県 豊 田 市
関 原 酒 造 株 式 会 社	本社	新 潟 県 長 岡 市
菊 川 株 式 会 社	本社	岐 阜 県 各 務 原 市
株 式 会 社 朝 び き 若 鷄	本社	群 馬 県 高 崎 市
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	本社	エ ジ プ ト ケ ナ 州
K O B E B U S S A N U S A , I N C .	本社	ア メ リ カ ニ ュ ー ヨ ー ク 州
J . J . D I N I N G , I N C .	本社	ア メ リ カ ニ ュ ー ヨ ー ク 州
K B G L O B A L P A R T N E R S , I N C .	本社	ア メ リ カ ニ ュ ー ヨ ー ク 州
Kobebussan Myanmar Co., Ltd.	本社	ミ ャ ン マ ー ヤ ン ゴ ン 地 方 域

- (注) 1. KOBE BUSSAN USA, INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であり
ます。
2. J. J. DINING, INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であり
ます。
3. KB GLOBAL PARTNERS, INC.は、2018年12月20日付で解散を決議し、清算手続き中
であり
ます。

(13) 使用人の状況(2022年10月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,565名 (1,019名)	77名増 (25名減)

(注)使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
571名 (521名)	48名増 (58名増)	38.6歳	7年6カ月

(注)使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2022年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,625百万円
株式会社三井住友銀行	10,375百万円
株式会社山陰合同銀行	4,925百万円
株式会社関西みらい銀行	4,000百万円
株式会社西日本シティ銀行	2,000百万円
その他	2,609百万円

(注)借入金残高は当社の短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年10月31日現在)

①発行可能株式総数	512,000,000株
②発行済株式の総数	273,600,000株
③株主数	78,621名
④大株主(上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持株比率
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	70,400千株	32.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,913千株	6.8%
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	8,536千株	3.9%
沼田 博和	6,985千株	3.2%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,248千株	2.8%
合同会社M&Uアセットマネジメント	4,960千株	2.3%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,695千株	1.7%
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT-MIG	2,531千株	1.2%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,438千株	1.1%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,300千株	1.0%

- (注) 1. 当社は自己株式を54,322千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式168千株は含まれておりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	7,528株	2名
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁「2. (3) ②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年2月19日	2021年2月24日
新株予約権の数		12,590個	15,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,036,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 1,555,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり389,600円 (1株当たり974円)	新株予約権1個当たり294,000円 (1株当たり2,940円)
新株予約権の行使期間		自 2021年4月1日 至 2027年10月31日	自 2023年4月1日 至 2029年10月31日
新株予約権の行使の条件		<p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	
役員 の 保有 状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	<p>新株予約権の数 289個</p> <p>目的となる株式数 115,600株</p> <p>保有者数 6名</p>	<p>新株予約権の数 500個</p> <p>目的となる株式数 50,000株</p> <p>保有者数 6名</p>
	取締役(監査等委員)	<p>新株予約権の数 —</p> <p>目的となる株式数 —</p> <p>保有者数 —</p>	<p>新株予約権の数 50個</p> <p>目的となる株式数 5,000株</p> <p>保有者数 1名</p>

(注)2019年11月1日付及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。

②当事業年度中において職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役の状況(2022年10月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	沼田博和	外食事業推進本部 担当役員 神戸物産(香港)有限公司 董事
代表取締役副社長	田中康弘	総務部 担当役員兼部長 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director
取 締 役	木戸康晴	経理部 担当役員兼部長 財務部 担当役員兼部長
取 締 役	浅見一夫	工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長
取 締 役	西田 聡	海外事業部 担当役員兼部長 東日本商品MD部 担当役員 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役社長
取 締 役	渡邊秋仁	横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 担当役員兼部長 惣菜事業部 部長

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員) (注)3	正 田 晃 一	
取 締 役 (監査等委員) (注)2、3、5	柴 田 眞 里	弁護士 フローラ法律事務所 代表
取 締 役 (監査等委員) (注)2、3、5	田 畑 房 男	公認会計士 田畑公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員) (注)2、3、5	家 木 健 至	公認会計士 家木公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員) (注)2、3、5	野 村 祥 子	弁護士 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ビーアンドピー 社外監査役 シノプフーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役 (監査等委員) 柴田 眞里氏、田畑 房男氏、家木 健至氏及び野村 祥子氏は社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 正田 晃一氏は長年にわたり携わってきた財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 柴田 眞里氏は弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 田畑 房男氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 家木 健至氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 野村 祥子氏は弁護士であることや複数の企業で役員を務めていることから、企業監督に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社監査等委員会は、重要な会議等への出席による情報収集と共有、及び内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、正田 晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 (監査等委員) 柴田 眞里氏、田畑 房男氏、家木 健至氏及び野村 祥子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田中康弘	代表取締役副社長 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員兼部長 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	代表取締役副社長 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	2021年11月1日
田中康弘	代表取締役副社長 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	代表取締役副社長 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	2022年1月27日
渡邊秋仁	取締役 横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 部長 惣菜事業部 部長	取締役 横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 担当役員兼部長 惣菜事業部 部長	2022年1月27日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田中康弘	代表取締役副社長 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	代表取締役副社長 総務部 担当役員兼部長 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	2022年3月1日
浅見一夫	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 豊田乳業株式会社 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長	2022年5月1日
浅見一夫	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長	2022年10月1日

②取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するものとし、個々の取締役の報酬額は、その職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（業務執行を行う社外取締役は除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬の算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、固定の金銭報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、従業員の最高位の年収、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマー

クとする報酬水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。

b. 非金銭報酬等の額や数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）に対しては、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、信託型株式報酬及びストック・オプションを付与しております。個々の取締役に付与する信託型株式報酬のポイント数については取締役会で決定された株式交付規程に基づき算出し、ストック・オプションの個数については、役位、職責、在任年数及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。

c. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）に対する種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬等のウェイトを高める方針としております。社外取締役に対する報酬は、基本報酬のみとしております。

d. 報酬等を与える時期や条件の決定に関する方針

基本報酬については、月例の固定報酬としております。信託型株式報酬については、毎月ポイント数を付与し、原則として退任時にポイント数に応じた当社株式を交付しております。ストック・オプションについては、取締役会で決議された付与期間内に適宜付与しております。

e. 個人別の報酬等の決定の方法

個々の取締役の基本報酬の額については、取締役会の公平性・客観性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る事を目的に、取締役会決議による委任に基づき、委員の過半数が社外取締役に構成される指名・報酬委員会において前記a. 項の決定方針に基づき決定しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員の氏名、地位及び担当は以下のとおりであります。

委員長 代表取締役副社長 田中 康弘氏

委員 取締役（監査等委員・社外取締役） 柴田 眞里氏

委員 取締役（監査等委員・社外取締役） 家木 健至氏

個々の取締役に付与するストック・オプションの個数については、取締役会が前記b. 項の決定方針に基づき決定しております。個々の取締役に付与する信託型株式報酬のポイント数については、取締役会で決定された株式交付規程に基づき算定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	219 (2)	194 (2)	- (-)	25 (-)	10 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32 (22)	30 (22)	- (-)	2 (-)	5 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (2)	2 (2)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	254 (26)	226 (26)	- (-)	27 (-)	14 (5)

(注) 1. 上表には、2022年1月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含めております。このうち、取締役2名については、当該株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに監査等委員に就任したため、報酬等の総額と員数については、

取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、退任監査役2名につきましては、当該株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに監査等委員に就任したため、報酬等の総額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。なお、合計欄は実際の支給人数を記載しております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）です。監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は0名）です。
4. 上記非金銭報酬等の額には、2019年1月30日開催の第33期定時株主総会において決議されたストック・オプションが含まれております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。また、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において決議されたストック・オプションが含まれております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。別枠で、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において決議された株式交付信託が含まれており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。また、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において決議された株式交付信託が含まれており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（社外取締役を除く。）です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2004年1月30日開催の第18期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
7. 非金銭報酬等の内容は株式交付信託及びストック・オプションであり、割り当ての際の条件等は「（3）②取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。2019年1月30日開催の第33期定時株主総会において決議されたストック・オプションの概要としましては、当社取締役に付与する新株予約権の上限を530個としております。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株としております。2019年以降の株式分割後の株式数となります。）2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において決議されたストック・オプションの概要としましては、当社取締役に付与する新株予約権の上限を600個としております。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株としております。）また、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会及び2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において決議された株式交付信託の概要としましては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に付与されるという株式報酬制度となります。本制度の対象者となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当初信託期間を約5年間とし、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金400百万円としております。各取締役に付与されるポイント総数の上限は1年当たり80,000ポイント（2018年以降の株式分割実施後の80,000株相当）とし、役位等に応じたポイントを原則としてその退任時に付与するものであります。

8. 上記非金銭報酬等の額には、株式交付信託及びストック・オプションの当事業年度における費用計上額を記載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）正田 晃一氏、柴田 眞里氏、田畑 房男氏、家木 健至氏及び野村 祥子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。

④補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は①役員②管理職従業員③役員と共同被告となる場合か、他の従業員または派遣社員からハラスメント等の不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（①～③の配偶者または法廷相続人を含みます。ただし、役員及び保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限りません。）④会社法上の子会社に属するものであり、被保険者は、保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務の遂行に伴う行為に起因して保険期間中に株主、従業員、その他の第三者からの損害が填補されることとなります。

⑥社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）柴田 眞里氏はフローラ法律事務所の代表であります。なお、当社と同事務所の間取引関係はありません。社外取締役（監査等委員）田畑 房男氏は田畑公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所の間取引関係はありません。社外取締役（監査等委員）家木 健至氏は家木公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所の間取引関係はありません。社外取締役（監査等委員）野村 祥子氏は堂島法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社ビーアンドピーの社外監査役、シノプフーズ株式会社の社外監査役であります。なお、当社とシノプフーズ株式会社との間には商品仕入等の取引関係があり、その他の兼職先との間取引関係はありません。

イ. 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	柴 田 眞 里	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また監査役会3回の全てに、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、期待された役割に基づき弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	田畑房男	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また監査役会3回の全てに、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、期待された役割に基づき専門的見地から意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	家木健至	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また監査等委員会11回の全てに出席いたしました。公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、期待された役割に基づき専門的見地から意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野村祥子	当事業年度開催の取締役会13回中の12回に、また監査等委員会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての視点に加え、複数の企業で監査役や取締役を務めている経験から、期待された役割に基づき多様な視点や価値観で意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

工. 記載内容についての社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円
- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、取締役における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険(リスク)をトータルかつ適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、取締役会で審議を行い執行決定を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程においてそれぞれの執行手続きの詳細について定めるものとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社から取締役を子会社に派遣するとともに、企業集団としての企業行動指針を定め、グループにおける法令遵守及び社会倫理の遵守の浸透を図る。
 - ②当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会は取締役又は取締役会に対し監査等委員会補助者を要請する。その際監査等委員会は取締役からの独立性の確保に努めなければならない。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査等委員会補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意が必要であり、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が独自に行うものとする。
9. 監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重大な社内通達等を速やかに報告することを取締役に対し求めなければならない。

10. 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう「社内通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、法令等で定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般について

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスについて

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、毎月の経営会議においてコンプライアンス委員会より、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行っております。

③内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業務スーパー事業の継続的な拡大を目的とした国内グループ工場の生産能力向上や、フランチャイズ本部としての機能の改善及び業務の効率化のための設備投資等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり21円の普通配当、1株当たり1円の特別配当を実施し、1株につき合計22円とさせていただきます。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
116,011	47,987
現金及び預金	買掛金
67,040	29,167
売掛金	短期借入金
23,249	8,217
有価証券	リース債務
2,000	2
商品及び製品	未払法人税等
17,495	6,026
仕掛品	賞与引当金
435	414
原材料及び貯蔵品	その他
1,798	4,159
その他	固定負債
3,995	35,067
貸倒引当金	長期借入金
△2	26,317
固定資産	リース債務
64,263	3
有形固定資産	預り保証金
58,112	7,167
建物及び構築物	繰延税金負債
16,001	120
機械装置及び運搬具	退職給付に係る負債
17,799	650
土地	役員株式給付引当金
16,430	81
リース資産	資産除去債務
6	528
建設仮勘定	その他
7,031	198
その他	負債合計
842	83,055
無形固定資産	純 資 産 の 部
1,041	株主資本
のれん	95,074
12	資本金
その他	500
1,028	資本剰余金
投資その他の資産	10,466
5,109	利益剰余金
投資有価証券	93,061
1,267	自己株式
長期貸付金	△8,953
1,135	その他の包括利益累計額
繰延税金資産	△84
1,564	その他有価証券評価差額金
敷金及び保証金	△3
561	為替換算調整勘定
その他	△80
803	新株予約権
貸倒引当金	2,229
△222	純資産合計
資産合計	97,220
180,275	負債・純資産合計
	180,275

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		406,813
販売費		360,217
営業		46,596
営業外		18,776
受取		27,820
受取	279	
受取	9	
受取	2,790	
受取	251	
受取	478	
受取	323	
受取	81	
受取	306	4,520
受取	86	
受取	32	
受取	0	
受取	79	
受取	16	215
受取		32,125
受取	6	
受取	15	22
受取	73	
受取	4	
受取	50	
受取	994	1,122
受取		31,025
受取	10,254	
受取	△62	10,192
受取		20,832
受取		20,832

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	99,079	流 動 負 債	50,233
現金及び預金	49,773	買掛金	31,985
売掛金	22,447	短期借入金	8,217
有価証券	2,000	未払金	1,668
商品及び製品	16,957	未払費用	51
仕掛品	10	未払法人税等	5,550
材料及び貯蔵品	709	前受り金	53
前渡金	1,734	預り金	510
前払費用	275	前受り収益	32
短期貸付金	512	賞与引当金	237
関係会社短期貸付金	2,280	その他	1,926
その他	2,380	固 定 負 債	34,425
貸倒引当金	△2	長期借入金	26,317
固 定 資 産	68,998	預り保証金	7,162
有形固定資産	32,236	退職給付引当金	388
建物	4,952	役員株式給付引当金	81
構築物	841	資産除去債務	309
機械及び装置	9,123	その他	165
車両運搬具	13	負 債 合 計	84,658
工具、器具及び備品	647	純 資 産 の 部	
土地	10,592	株 主 資 本	81,193
建設仮勘定	6,065	資本金	500
無形固定資産	1,100	資本剰余金	10,475
ソフトウェア	148	その他資本剰余金	10,475
その他	952	利益剰余金	79,171
投資その他の資産	35,661	利益準備金	125
投資有価証券	1,258	その他利益剰余金	79,046
関係会社株式	1,773	特別償却準備金	149
出資金	0	別途積立金	7
関係会社出資金	2,510	繰越利益剰余金	78,889
長期貸付金	939	自 己 株 式	△8,953
関係会社長期貸付金	26,946	評価・換算差額等	△3
長期前払費用	296	その他有価証券評価差額金	△3
繰延税金資産	2,398	新 株 予 約 権	2,229
その他	2,795	純 資 産 合 計	83,419
貸倒引当金	△3,259	負 債 ・ 純 資 産 合 計	168,078
資 産 合 計	168,078		

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	395,092
売上原価	354,629
販売費及び一般管理費	40,462
営業外収益	15,752
営業外収益	24,710
受取利息	574
受取配当	9
受取差収	3,104
貸付利	242
貸付利	478
燃費の他	81
燃費の他	348
営業外費用	99
支店貸付	29
支店貸付	0
燃費倒引	79
燃費倒引	578
経常利益	6
経常利益	793
特別利益	28,756
固定資産売却益	58
固定資産売却益	15
特別損失	1
固定資産売却損失	50
固定資産売却損失	206
税引前当期純利益	258
法人税、住民税及び事業税	9,167
法人税、住民税及び事業税	△264
当期純利益	8,903
当期純利益	19,668

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生 越 栄美子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千 原 徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸物産の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸物産及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生 越 栄美子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千 原 徹 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸物産の2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、WEB会議等も活用しながら、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2022年12月20日

株式会社神戸物産 監査等委員会

監査等委員（常勤）	正田 晃一	㊞
監査等委員（社外）	柴田 眞里	㊞
監査等委員（社外）	田畑 房男	㊞
監査等委員（社外）	家木 健至	㊞
監査等委員（社外）	野村 祥子	㊞

- (注) 1. 監査等委員柴田 眞里、田畑 房男、家木 健至及び野村 祥子は、会社法第2条第15号及び第
331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査
役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年11月1日から2022年1
月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

神戸ポートピアホテル 南館 1階 大輪田の間

神戸市中央区港島中町6丁目10-1
TEL 078-302-1111 (代)

交通

ポートアイランド線 (ポートルライナー) 「三宮駅」から約10分

「市民広場(コンベンションセンター)駅」
下車すぐ。

※当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

